

## 全国の中核市30市 (15年2月1日現在)

### 船橋市

人口 56万1066人  
面積 85.64km<sup>2</sup>



### 平成15年4月移行市(5市)

船橋市 川崎市  
相模原市 岡崎市  
高槻市

## 中核市移行に向けた取り組み

### 平成12年

12月26日 中核市推進検討委員会を設置

### 平成13年

- 4月1日 企画部に中核市推進課、保健福祉部に保健所準備課を設置
- 4月15日 広報ふなばしで中核市のPR
- 6月6日 藤代孝七市長が堂本暁子県知事に協力依頼書を提出
- 8月 県から移譲事務の提示

### 平成14年

- 4月15日 広報ふなばしで中核市のPR。パンフレットを作成
- 6月5日 市議会で中核市申出の議案を議決
- 6月7日 県知事へ指定同意の申出



堂本知事に申出書を渡す藤代市長(県庁で)

- 7月9日 県議会で指定同意の申出議案を議決
- 8月26日 総務大臣へ中核市指定の申出



片山虎之助総務大臣に申出書を渡す藤代市長(総務省で)

- 11月1日 「船橋市を中核市に指定する政令」公布  
市内主要箇所にポスター(右図)・横断幕を掲示

### 平成15年

- 3月28日 堂本知事から藤代市長への事務引継(予定)
- 4月1日 中核市スタート  
船橋市保健所開設
- 5月31日 中核市移行記念式典(予定)



## 4月1日中核市に

# 保健や福祉、環境で 独自のまちづくりを

船橋市は4月1日に、全国で31番目、県内で初の中核市としてスタートします。昭和12年に市制が施行されて以来の大きな変革です。中核市となり、保健や福祉、環境などに関連する多くの権限を持つこととなります。新しい権限を生かすとともに、市独自の工夫も加え、市民の皆さんにより充実したサービスを提供します。

### 中核市制度とは?

地方分権の推進を目的として、平成7年に始まりました。市を規模や能力によって区分しようとする制度で、政令指定都市(県内では千葉市)に次ぐ都市のことです。

### 中核市の要件は?

全国に約670ある「市」は、人口でみても1万人に満たない市から300万人を超える市まで様々です。人口が30万人以上で面積が1000平方キロメートル以上あることが従来の要件でした。14年4月施行の地方自治法の改正により、人口が5万人以上の市は面積の要件が必要なくなり、人口56万人を擁する船橋市は該当することになりました。現在、30市が中核市になっていますが、この4月には船橋市をはじめ5市が中核市に移行し、全国で35市になります。



10月29日市役所のロビーに横断幕を掲げました

### 問合せ

中核市推進課  
☎ 436-2932

## 中核市になって、 こんなまちづくりを



る事務を、市の一貫した体制のもとで行います。

### 市が保健所の設置

保健所を市が運営するため、これまで県と市で分担していた地域保健のサービスに、一貫した体制で取り組みます。

保健予防や環境衛生、食品衛生など専門的・技術的な地域保健を総合的に、また効率的に進めていきます。詳しいことは、4面の保健所のページに掲載しています。

### 個性豊かな まちづくりの推進

うことなるため、迅速で効率的な市民サービスを提供します。

都市計画や土地区画整理事業などのまちづくりに関する権限や、屋外広告物の規制などの事務が県から市へ移ります。

### 総合的な 環境保全の施策を

より一層の市民サービスの向上  
保健や福祉、環境など市民生活に密着した分野の権限が県から市へ移譲され、これまで以上にきめ細かな対応が可能になります。また、受付から許認可まで一連の事務を、市が行

これまで、県と市で分担していた大気汚染や騒音、振動、悪臭の防止、廃棄物処理などの環境保全に関する

これまで以上に船橋市の地域特性を活かした個性豊かなまちづくりを進めていきます。

# 組織が変わります

中核市の移行にあわせ、福祉局を健康福祉局に、保健福祉部を健康部に名称変更し、子育て支援部を新設します。

組織に関する問合せ 行政管理課 ☎436-2138

### 健康部(旧保健福祉部)

保健福祉推進課を健康政策課に、保健指導課を健康増進課に名称変更し、健康管理課は廃止します。健康管理課の夜間休日診療所等の業務は健康政策課に、ポリオなどの予防接種や胃がん検診等の業務は健康増進課に引き継がれます。また、健康政策課内に社会福祉法人等の監査を行う指導監査室を設置します。

介護保険課、在宅ケアセンターは、福祉サービス部に移管されます。

### 福祉サービス部

高齢者福祉と関連が強い介護保険課、在宅ケアセンターが健康部から移管されます。

児童家庭課、保育課は新設する子育て支援部に移管されます。

### 子育て支援部

児童福祉を所管する子育て支援部を新設します。また、児童家庭課の業務を分割し、児童育成課を新設します。

子育て支援部は、乳幼児医療費や児童手当等の業務を行う児童家庭課、保育園等に関する業務を行う保育課、児童ホームや放課後ルームに関する業務を行う児童育成課の3課体制です。

### 産業廃棄物課を新設

産業廃棄物の監視等の業務を行うため、環境部に産業廃棄物課を新設します。

### 都市整備体制の見直し

市街地再開発業務を担当する都市整備課に、区画整理業務を担当する区画整理課を統合し、総合的に都市整備事業を行います。

また、飯山満土地区画整理事務所を課相当の事業所に格上げし、事業の推進を図ります。

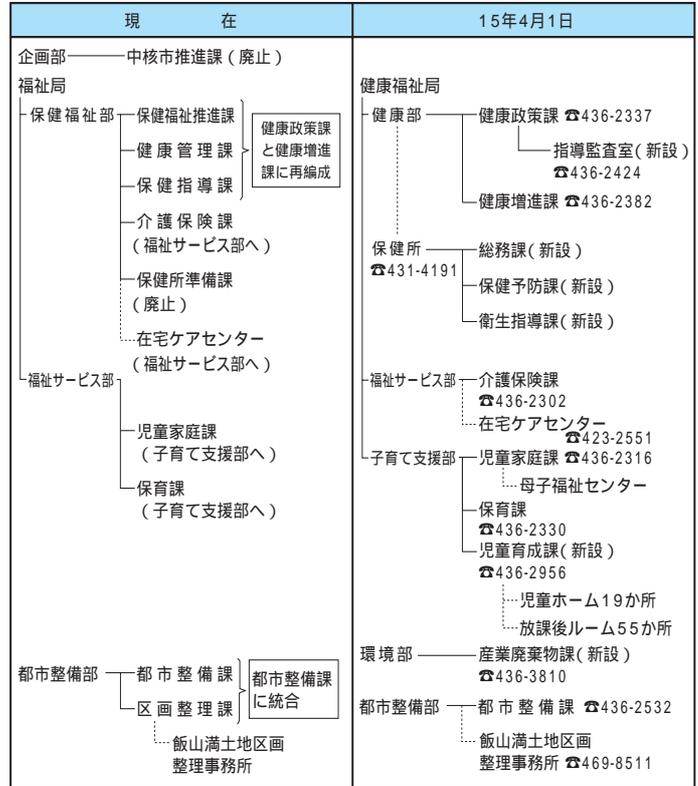
### 中核市移行準備組織の廃止

中核市への移行準備を行ってきた中核市推進課、保健所準備課を廃止します。

### 窓口が変わる主な業務

業務	現在の窓口	新たな窓口
夜間・休日診療所	健康管理課	健康政策課
母子手帳、乳幼児健診など	保健指導課	健康増進課
胃がんなどの各種検診	健康管理課	
ポリオなどの予防接種	健康管理課	児童育成課
児童ホーム・放課後ルーム	児童家庭課	
チャイルドシート貸出	児童家庭課	保健所
精神保健福祉手帳の交付など	障害福祉課	

## 中核市移行に伴う組織の改正



この組織図は、改正がある部分を抜粋したものです。電話番号は4月1日以降のもので

## 組織改正に伴い、市役所の2、3階が大きく変わります

(15年4月1日)

3階	健康政策課、地域福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、児童家庭課、保育課、児童育成課、生活支援課、広報課
2階	健康増進課、障害福祉課、税制課、市民税課、固定資産税課、納税課

新設する課、フロアが変わる課に下線を引いています  
防災課は、中央消防署裏の消防指令センター4階に移転します

## 市役所で行う医療給付事業

中核市移行に伴い、今まで県で実施していた未熟児の養育医療や身体障害児の育成医療、小児慢性特定疾患等の医療給付事業を、市が実施します。

今まで、これらの給付を県から受けていた人は、4月1日以降は市が給付します。

新たに市が実施する事業、対象者、受付窓口、すでに交付された医療券の切り替えは次のようになります。

### 医療券の切り替え

- ①-③を受給されている人へ  
船橋市から4月当初に、新しい医療券を医療機関に直接郵送いたします。特別な手続きは必要ありません。
- ④を受給されている人へ  
3月31日までは、すでにお持ちの千葉県交付の医療受給券が使用できます。  
4月当初に新しい医療受給券が船橋市から郵送されますので、これを使用してください。なお、4月1日以降は、千葉県交付の医療受給券は使用できません。
- ⑤を受給されている人へ  
船橋市から対象の人へ直接連絡いたします。

### 市役所で受け付ける医療給付の種類と窓口

市保健所で受け付ける医療給付は、4面に掲載しています

種類	対象者と対象疾患	受付窓口
①未熟児の養育医療費給付	身体発達が未熟なまま出生し、医師が入院の必要を認めた未熟児	健康増進課
②身体障害児の育成医療費給付	肢体不自由、視覚障害、聴覚平衡機能障害、音声言語そしゃく機能障害、心臓等の内臓障害があり、入院や通院医療が必要な18歳未満の人	
③結核児童の療育医療費給付	骨関節結核、その他の結核にかかっており、長期の入院療育を必要としている18歳未満の人	
④小児慢性特定疾患治療研究対象児医療費給付	悪性新生物、慢性腎疾患、ぜんそく、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液疾患、神経・筋疾患のため入院・通院している18歳未満の人(一部の疾患については25歳未満)	
⑤妊娠中毒症等医療援護費給付	妊娠中毒症、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患等で7日以上継続して入院した妊婦及び出産後10日以内の産婦(ただし所得制限があります)	

中核市になると、県から保健所関係の約1,500の事務を含め、全体で約2,500の事務が市に移譲されます。市では、これらの事務をより円滑に進めるため、福祉局を中心に大幅な組織の見直しを行います。

# 市の仕事や

## 移譲される主な事務と担当する課

### 民生・保健衛生関係

(保健所の業務は4面に紹介しています)

#### 地域福祉課

☎436-2312

- ・地方社会福祉審議会(児童福祉審議会を含む)の設置
- ・民生委員( )の定数の決定
- ・厚生労働大臣に対する民生委員の推薦
- ・社会福祉法人の設立等の認可
- ・民生委員 厚生労働大臣が委嘱し、市の区域で社会奉仕の精神をもって身近な相談・支援者として活動を行っています

#### 高齢者福祉課

☎436-2354

- ・老人デイサービス事業及び老人短期入所事業の開始、休止等の届出の受理
- ・社会福祉法人が設置する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等の認可



#### 障害福祉課

☎436-2345

- ・身体障害の認定と身体障害者手帳の交付
- ・身体障害者相談員、知的障害者相談員の委嘱
- ・国開設以外の更生医療( )を担当させる医療機関の指定
- ・身体障害者(児)デイサービス事業及び身体障害者(児)短期入所事業の開始、休止等の届出の受理
- ・知的障害者(児)デイサービス事業及び知的障害者(児)短期入所事業の開始、休止等の届出の受理
- ・更生医療 身体障害者が更生(障害の軽減や機能回復)するための診察・薬剤等の医療

#### 生活支援課

☎436-2362

- ・社会福祉法人が設置する保護施設の認可
- ・生活保護法に基づく医療扶助のための医

#### 療機関、助産機関等の指定及び指導

- ・生活保護法に基づく介護扶助のための介護機関等の指定及び指導

#### 児童家庭課

☎436-2316

- ・母子福祉資金等の貸付
- ・民間の母子生活支援施設、助産施設の設置の認可
- ・母子福祉推進員( )の委嘱
- ・母子福祉推進員 市長が委嘱し、市の区域で社会奉仕の精神をもって母子家庭や寡婦の身近な相談・支援者として活動を行っています

#### 保育課

☎436-2330

- ・民間保育所の設置の認可
- ・認可外保育施設に対する報告聴取等

#### 健康政策課指導監査室(新設)

☎436-2424

- ・社会福祉法人の指導監査、社会福祉法人が運営する社会福祉施設の指導監査
- ・介護老人保健施設の指導監査

3/31までの問合せ

地域福祉課 ☎436-2312

#### 健康増進課

☎436-2382

- ・未熟児に対する訪問指導
- ・未熟児の養育医療費給付
- ・身体障害児の育成医療費給付
- ・結核児童の療育医療費給付
- ・小児慢性特定疾患治療研究対象児医療券の交付申請書の受理及び医療券の交付
- ・妊娠中毒症等医療援護費給付

3/31までの問合せ

保健指導課 ☎436-2382

## 環境関係

#### 環境保全課

☎436-2452

- ・ばい煙( )、粉じん発生施設の設置、変更等の届出の受理及び立入検査(工場のみ)
- ・大気、水質及び土壌のダイオキシン類に関する届出の受理及び環境の監視
- ・騒音を規制する地域の指定及び基準の設定
- ・悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び基準の設定
- ・振動を規制する地域の指定及び基準の設定

#### 公害防止管理者に関する届出の受理

- ・ばい煙 物の燃焼などに伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物などの汚染物質



#### クリーン推進課

☎436-2434

- ・一般廃棄物処理施設の設置の許可
- ・一般廃棄物処理施設の変更、廃止、休止、再開の届出の受理
- ・一般廃棄物処理施設への立入検査等

#### 環境衛生課

☎436-2444

- ・建築確認を伴わない浄化槽の設置届の受理
- ・浄化槽の使用開始、休止又は廃止届の受理
- ・浄化槽管理者変更、技術管理者の変更及び維持管理状況の報告の受理
- ・浄化槽保守点検業者の登録(更新)の届出の受理

#### 産業廃棄物課(新設)

☎436-3810

- ・産業廃棄物処理施設の設置の許可
- ・産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可
- ・産業廃棄物の処理等に係る排出事業者、処理業者、処理施設への監視・指導・立入検査等

3/31までの問合せ

クリーン推進課 ☎436-2433

## 都市計画・建設関係

(すでに県から委任を受けて実施している事務を含みます)

#### 都市計画課

☎436-2524

- ・都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築の許可

#### まちづくり推進課

☎436-2528

- ・屋外広告物の表示等に関する規制
- ・条例に違反するはり札・立看板等の除却

#### 都市整備課

☎436-2535

- ・個人が施行する土地区画整理事業の施行の認可
- ・土地区画整理組合の設立の認可

区画整理課 ☎436-2534

#### みどり推進課

☎436-2553

- ・風致地区内における建築物の建築その他工作物の建設等の許可

#### 宅地課

☎436-2695

- ・宅地造成工事規制区域の指定
- ・宅地造成規制区域内の宅地造成に関する工事の許可
- ・開発行為の許可
- ・開発審査会の設置
- ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出及び申出の受理



#### 住宅政策課

☎436-2713

- ・分譲マンション建替にかかわる建替組合の設立認可等

## その他の事務

#### 文化課

☎436-2898

- ・重要文化財に関する現状変更等の許可
- ・埋蔵物が文化財であるかどうかについての監査等

#### 行政管理課

☎436-2138

- ・包括外部監査の実施
- ・包括外部監査 公認会計士や弁護士が市の財務について監査する制度

## 審査手数料等の納入方法が変更

中核市移行に伴い、浄化槽保守点検業者の登録や廃棄物処理施設の設置許可申請業務を市で処理することになります。

これにより、手数料等の納入は、船橋市の収入証紙でないとできなくなりますのでご注意ください。

納入方法が県収入証紙から市収入証紙に変更になる主な手数料

種別	手数料の内容	納入方法
環境衛生関係	産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可申請 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請 浄化槽保守点検業者の登録申請、更新登録申請及び登録簿の謄本交付 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の許可申請	市収入証紙

### 中核市まめ知識最終回

## 仕事が多くなる みたいだけど



Q 中核市になると、いろいろと仕事が増えるみたいだけど。

A ここで特集したように多くの事務を市で行います。市では多くの事務を効率的に行うため、組織の見直しや職員の意識改革を図りながら、権限を最大限に活かして、独自のまちづくりを進めていきます。

市保健所の組織		
課名	内部組織	主な事務
総務課	総務係	地域保健思想の普及、向上に関すること 地域保健の総合的推進に係わる企画調整に関すること 人口動態等衛生上の統計調査に関すること 栄養改善法・調理師法に関すること 地域保健推進協議会に関すること
	医事業務係	保健師・助産師・看護師・栄養士・薬剤師等の免許に関すること あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法に関すること 診療放射線技師法・歯科技工士法・臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士法に関すること 薬事法・毒物及び劇物取締法・覚せい剤取締法に関すること
保健予防課	検査係	食品衛生、細菌等の検査に関すること
	疾病対策係	結核予防法に関すること 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること 特定疾患に関すること 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に関すること
	精神保健福祉係	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること
衛生指導課	食品指導係	食品衛生法に関すること 狂犬病予防法・動物の愛護及び管理に関する法律に関すること
	環境指導係	興行場法・公衆浴場法・旅館業法・理容師法・美容師法・クリーニング業法に関すること 水道法・温泉法・化製場等に関する法律に関すること

# 4月1日 船橋市保健所を開設

～市による一貫した  
保健衛生の体制に～



**市民の健康と  
安全を守るために**

中核市移行に伴い、市役所の南側に隣接する現在の船橋保健所(湊町2-10-18千葉県船橋合同庁舎内)の施設を使用して、市の保健所を開設します。

今まで市が行っていた保健業務に、保健所の専門的・技術的な機能を連携させ、一貫したきめ細かなサービスを提供します。



生上の指導を市が直接行うことにより、市民の健康と安全を守る体制が整います。保健所と市が行っていた健康に関する相談は、各保健センターで、母子保健に關しては、市役所の健康増進課で受け付けます。

## 保健所が行う 主な業務

保健所は、県船橋保健所の業務の一部見直しを実施します。市保健所で実施する主な業務は左表のとおりです。なお、健康診断は、市保健所では行いません。



①の結核と②の感染症の医療給付を受けている人は、患者票を市のものに切り替えます。なお、市は対象となっていない人とその医療機関へ直接連絡しますので、特別な手続きをする必要はありません。

③の特定疾患患者と④の原子爆弾被爆者に該当する人は、県の事務を市保健所で行うので、受給者票の変更はありません。現在お持ちの受給者票等をそのままお使いください。4月以降の新たな申請や継続の申請をする場合は、市保健所保健予防課で手続きをしてください。



## 手数料の 納入方法が 変わります

保健所の各種検査・申請業務を市が処理します。これにより、手数料の納入は、現金または市の収入証紙でないとできなくなります(左表3)。

表1 市保健所が行う主な業務

内容	実施日	受付時間	受付窓口
腸内細菌(糞便)検査(有料)	4/7(月)から 毎週月曜日	午前9:00 ～11:00	総務課
飲料水検査(有料) 事前予約必要	4/8(火)から 毎週火曜日	午前9:30 ～11:00	
やむをえず飼うことが出来なくなった犬・ねこの引き取り(有料)	4/9(水)から 毎週水曜日	午前9:30 ～10:30	衛生指導課

引き取り場所は市保健所のみとなります

内容	受付窓口	備考
エイズ相談・HIV抗体検査	保健予防課	無料・匿名
骨髄バンクへの登録		事前予約必要
精神保健福祉相談		無料・事前予約必要
女性のための健康相談		無料・事前予約必要

実施日、受付時間等は4月1日以降、お問い合わせください

表2 市保健所で受け付ける医療給付の種類と窓口

種類	対象者と対象疾患	受付窓口
①結核患者の医療費給付	一般患者の結核医療 従業禁止・命令入所患者の結核医療	保健予防課
②感染症患者の医療費給付	第1類、第2類の感染症患者、新感染症の所見がある人で入院勧告や入院措置により入院した場合	
③特定疾患患者の医療費給付	原因が不明で治療法が確立していない、いわゆる難病と呼ばれる疾患のうち、国(厚生労働省)が指定している45の疾患による入院・通院医療	
④原爆被爆者の一般疾病医療費給付	原子爆弾による障害を起因として負傷や疾病について医療を受けた場合	

今まで県保健所で受け付けていた、未熟児の養育医療費、身体障害児の育成医療費、結核児童の療育医療費、小児慢性特定疾患治療研究対象児医療費及び妊娠中毒症等医療看護費については、市役所の健康増進課で受け付けます。詳しくは2面をご覧ください

表3 納入方法が県収入証紙から変更になる主な手数料

種別	手数料の内容	納入方法
医事関係	診療所開設許可 助産所開設許可 診療所使用前検査 助産所使用前検査 死体保存許可	現金(市収入証紙でも可)
薬事関係	医薬品販売業(一般販売業、特例販売業)許可 毒物劇物販売業登録	
生活衛生関係	興行場営業許可 旅館業許可 浴場業許可 理容所・美容所検査 クリーニング所検査 温泉利用許可 化製場設置許可	
食品衛生関係	食品営業許可 ふぐ営業認証	
試験検査関係	飲料水等の依頼検査	

表4 納入方法の変わらない主な手数料

県収入証紙	栄養士、准看護師、調理師等の免許関係 病院開設許可 薬局開設許可 受胎調節実地指導員指定証等
収入印紙	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科技工士、視能訓練士の免許関係 製菓衛生師、クリーニング師、ふく処理師の免許関係事務は、県庁の衛生指導課での取り扱いとなります

### 市保健所の案内

市保健所  
現在の県船橋保健所の場所と変わります

#### 問合せ

3月31日まで  
4月1日から

船橋市保健所 湊町2-10-18

☎ 431・41991 ☎ 433・7978

毎週(月)～(金)※(祝)年末年始を除く  
午前9時～午後5時

保健所準備課 ☎ 436・3193